

# 積極的な権利擁護支援体制 の構築に向けて

令和6年9月14日

大府市役所 福祉部

福祉総合相談室 杉浦英憲



## 【本日の内容】

### 1 大府市のご紹介

### 2 市単独の中核機関の設置について

- (1) 共同委託から直営へ
- (2) 市直営による事業実施に至った理由
- (3) 中核機関設置までの過程（順不同）
- (4) 大府市成年後見センター

### 3 本市独自の強みについて

- (1) 地域連携ネットワーク
- (2) 専門職団体との協定締結
- (3) 多様な担い手の確保
- (4) 専門職団体へのフォローアップ体制

### 4 市民後見人の養成と今後の課題

- (1) 市民後見人の継続的な養成
- (2) 市民後見人登録バンク登録者の活躍の場の提供
- (3) 裁判所との協力体制の構築・関係維持



## 2 市単独の中核機関の設置について

(1) 共同委託から直営へ

(2) 市直営による事業実施に至った理由

(3) 中核機関設置までの過程（順不同）

(4) 大府市成年後見センター



## 2 市単独の中核機関の設置について

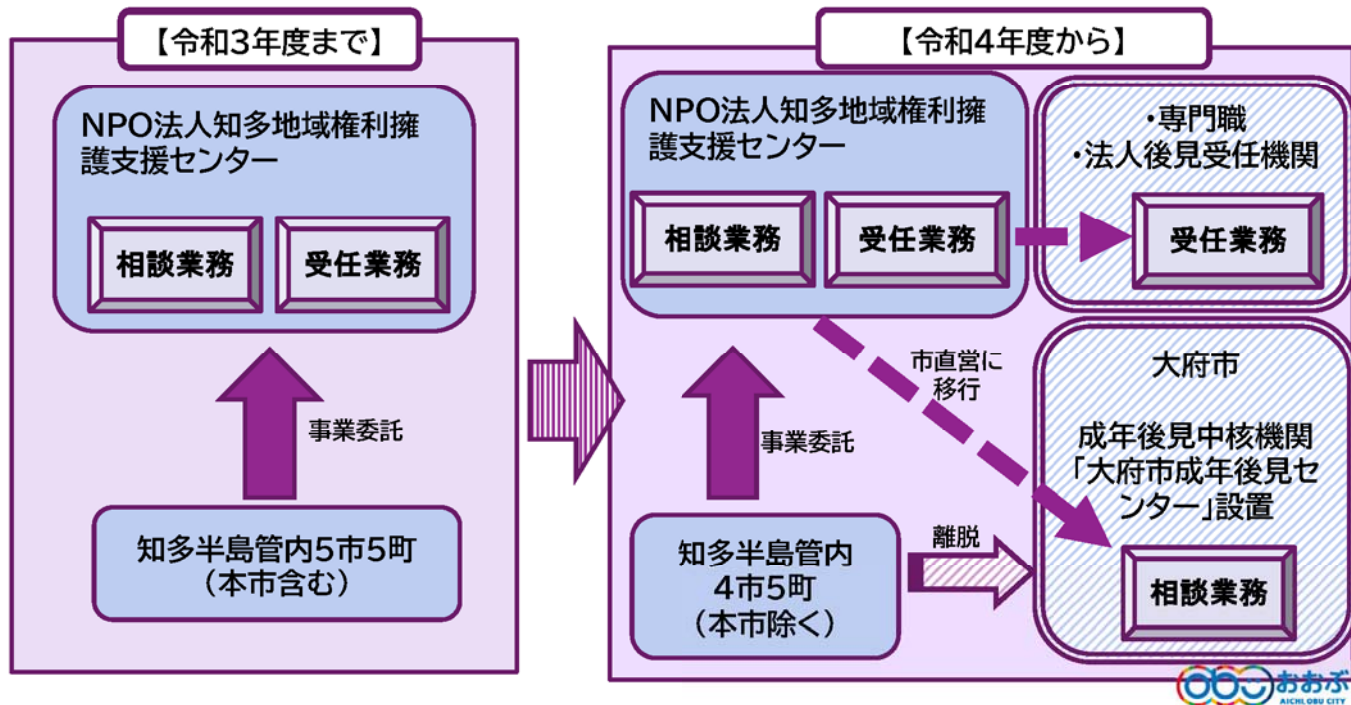
(1) 共同委託から直営へ

本市は平成20年度から、知多半島管内5市5町共同でNPO法人に成年後見の相談・受任に関する事務を委託してたが、共同委託から離脱し令和4年4月から福祉総合相談室に中核機関として大府市成年後見センターを設置し、市直営による制度の利用促進を図っている。



## 2 市単独の中核機関の設置について

### ◎共同委託から市直営への移行(イメージ)



## 2 市単独の中核機関の設置について

### (2) 市直営による事業実施に至った理由

本市は、昭和45年の市制施行以来

「**健康都市**」を掲げ、平成29年12月に

「**大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例**」を制定、

令和3年12月に

「**大府市成年後見制度の利用の促進に関する条例**」

を制定、住民にとって最も身近な自治体である

**“市が責任を持って直接支援を実施するべき”**

との考えに基づき、市単独で中核機関を設置

## 2 市単独の中核機関の設置について

### (3) 中核機関設置までの過程 (順不同)

- ① 5市5町の共同委託からの離脱表明
- ② **大府市成年後見制度利用の促進に関する条例制定**
- ③ 大府市成年後見制度利用促進基本計画策定
- ④ 市とNPO法人での受任案件の引継
- ⑤ 専門職団体（弁護士、司法書士、社会福祉士）への経緯説明及び引継案件受任調整の依頼
- ⑥ 政策調整（市方針決定）、予算折衝
- ⑦ 市と専門職団体とのNPO法人受任案件の受任割振調整
- ⑧ 法人後見受任先候補の調整
- ⑨ 成年後見制度利用促進事業実施要綱策定
- ⑩ 家庭裁判所への説明
- ⑪ 専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会）との協定締結



## 2 市単独の中核機関の設置について

### (4) 大府市成年後見センター

#### 中核機関の機能

- ① **広報**
  - ・啓発チラシ、webサイトによる広報
  - ・市民向け講演会、事業者向け研修会
- ② **制度の専門的な相談**
  - ・相談員に有資格者を配置
  - ・判断困難な内容に対する専門職団体からのアドバイザー支援
- ③ **制度の利用促進**
  - ・後見報酬助成
  - ・後見申立費用助成
- ④ **後見人支援**
  - ・受任者調整会議、事例検討会議
  - ・後見人等のフォローアップ

#### 中核機関の役割

- ① **地域連携ネットワークのコーディネート**
  - ・後見人等を交えた「支援チーム」のフォロー
  - ・「支援チーム」と、裁判所・専門職とのつなぎ役
- ② **審議会、協議会の事務局**
  - ・審議会：成年後見制度利用促進基本計画
  - ・協議会：関係機関との情報共有、ニーズ把握
- ③ **支援方針、モニタリングの専門的判断**
  - ・事例検討会議



### 3 本市独自の強みについて

(1) 地域連携ネットワーク

(2) 専門職団体との協定締結

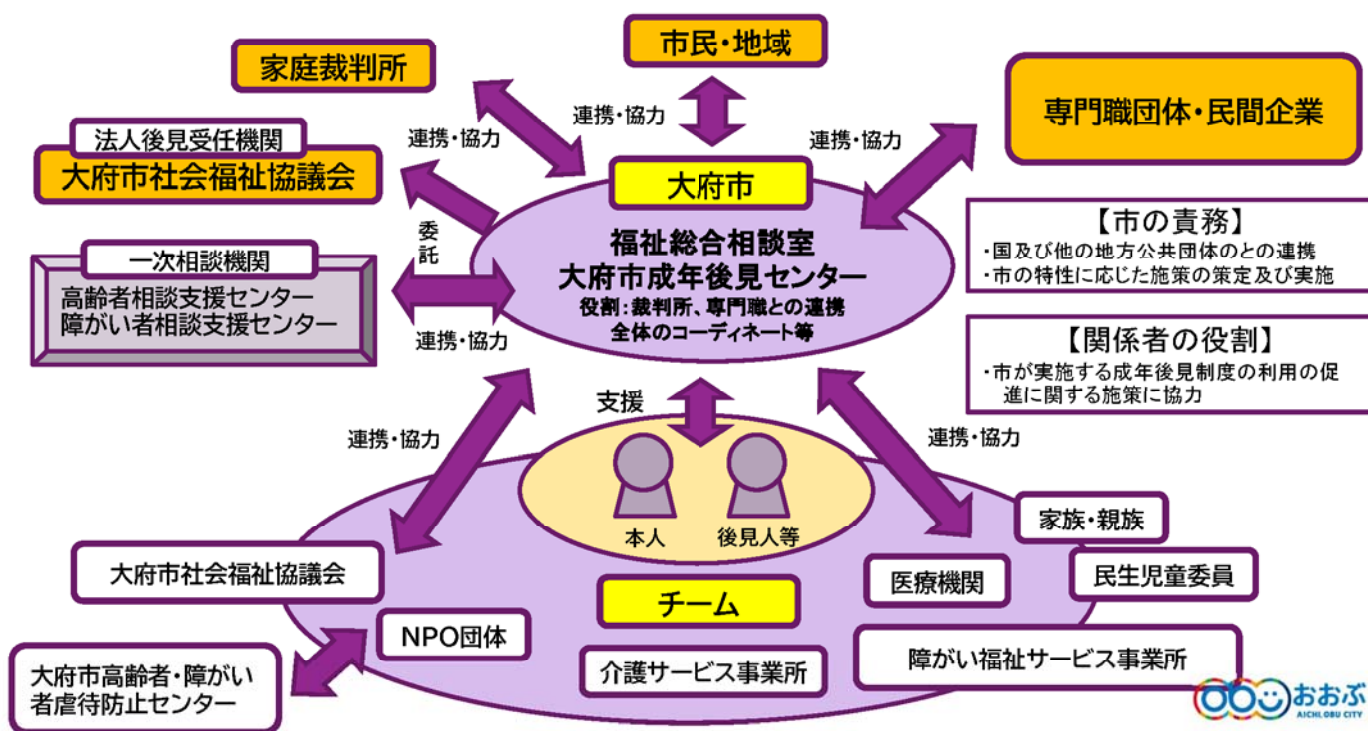
(3) 多様な担い手の確保

(4) 専門職団体へのフォローアップ体制



### 3 本市独自の強みについて

(1) 地域連携ネットワークについて (イメージ)



## 3 本市独自の強みについて

### (2) 専門職団体との協定締結

- ①締結時期：令和4年3月
- ②目的：制度の普及啓発、認知症、障がい者に対して事業を適正かつ円滑に実施することで、福祉の向上に資する
- ③内容（各会共通）：  
ア 市が実施する相談業務  
イ 市が開催する研修又は講演会への講師派遣  
ウ 市が開催する会議への会員の派遣参加  
エ 成年後見人等の候補者の調整及び推薦
- ④締結先：愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県社会福祉士会、  
（公社）コスモス成年後見サポートセンター（愛知県行政書士会）
- ⑤締結による効果：シンポジウムへの参加（講師、シンポジスト）、  
受任者調整会議・事例検討会議への参加、アドバイザー業務



## 3 本市独自の強みについて

### (3) 多様な担い手の確保

#### 【背景】

専門職が成年後見人等を受任する場合、その多くが弁護士、司法書士、社会福祉士が担っているが、国レベルで担い手の確保・育成が課題になっている。

本市においても、今後制度の利用促進に伴いニーズが増える事を見込んで、担い手の種別、人数を充実させておく必要性があると認識する。



## 3 本市独自の強みについて

### (3) 多様な担い手の確保

#### 【対策】

##### 1 多様な専門職団体の参画

専門職による後見人等について、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会だけではなく、行政書士会等他の士業団体にも声掛けし、受任候補者のチャンネルを増やす。

##### 2 法人後見の適正な実施

法人後見体制の充実を成年後見制度利用促進の重要な要素と捉え、大府市社会福祉協議会に業務委託している。

##### 3 市民後見人の養成（R5年度～）

同じ地域に住む住民が、対象者と同じ目線で考え、寄り添った支援が出来る市民後見人の養成を令和5年度から開始し4名が修了。成年後見利用促進バンク設置（R6年度～）



## 3 本市独自の強みについて

### (4) 専門職団体へのフォローアップ体制

専門職団体、法人後見受任機関を交えた会議として受任者調整会議（＝市長申立案件につて、成年後見人等の受任先として適当な候補者を選定する会議）だけでなく、**事例検討会議**（＝受任後の案件で、成年後見人等が抱える課題・疑問又は中核機関からの提出課題について検討する会議）を開催し、成年後見人等のフォローアップを行っている。



## 4 市民後見人の養成と今後の課題

(1) 市民後見人の継続的な養成

(2) 市民後見人登録バンク登録者の活躍の場の提供

(3) 裁判所との協力体制の構築・関係維持

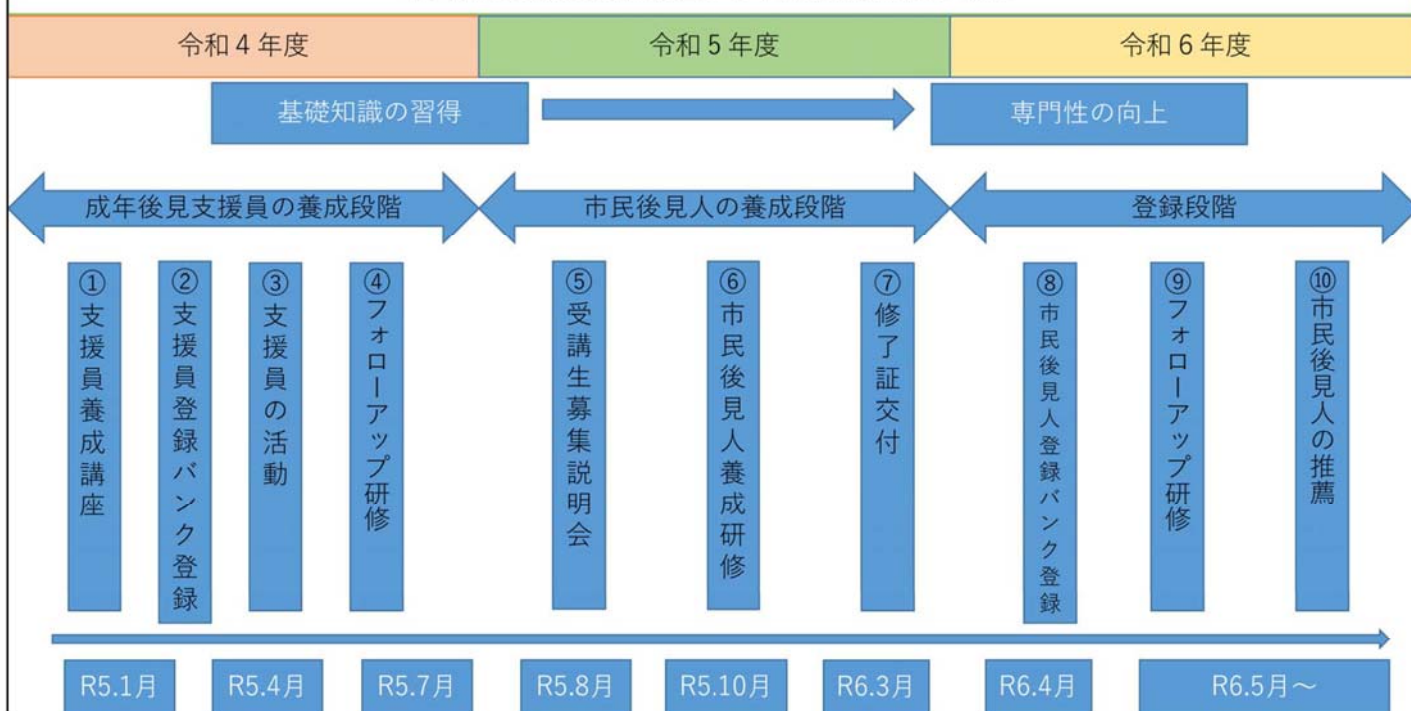


## 4 市民後見人の養成と今後の課題

(1) 市民後見人の継続的な養成



成年後見支援員養成講座から市民後見人養成の流れ





# 4 市民後見人の養成と今後の課題

## (2) 市民後見人登録バンク登録者の活躍の場の提供

市民後見人登録バンク登録者



### メニュー①「成年後見に関する学びの場」の提供

A：フォローアップ講座

B：大府市成年後見制度利用促進セミナー

### メニュー②「実務に関する学びの場」の提供

C：市民後見人との座談会

D：各種申立て講座



# 4 市民後見人の養成と今後の課題

## (2) 市民後見人登録バンク登録者の活躍の場の提供

### メニュー①「成年後見に関する」学びの場の提供

#### A：フォローアップ講座

- ・一般社団法人地域後見推進センターによる講座 ・相談支援員による講座
- ・令和6年度9月頃開催予定
- ・成年後見制度の動向や権利擁護について学びます。

#### B：大府市成年後見制度利用促進セミナー

- ・令和6年度8月17日開催（大府市成年後見センター主催のセミナー）
- 第1部：映画の上映「親のお金は誰のもの法定相続人」
- 第2部：基調講演「日本福祉大学中央福祉専門学校特別顧問 渡辺哲雄氏」
- ・成年後見制度の基本について復習します。



## 4 市民後見人の養成と今後の課題

### (2) 市民後見人登録バンク登録者の活躍の場の提供

#### メニュー②「実務に関する学びの場の提供」

##### C：市民後見人との座談会

- ・実際に市民後見人として活動している方との意見交換会
- ・令和6年12月以降開催予定
- ・相談支援員によるコーディネート

##### D：各種申立て講座

- ・講師は家庭裁判所職員（相談支援員によるフォローアップあり）
- ・令和6年度6月21日開催
- ・報酬付与の申立て等の後見人として活動する中で必要な申立てについて学びます。



## 4 市民後見人の養成と今後の課題

### (3) 裁判所との協力体制の構築、関係維持

#### 【背景】

大府市を管轄とする名古屋家庭裁判所半田支部管内では、市民後見人が誕生していない。

#### 【対策】

- 1 成年後見制度利用促進審議会のオブザーバー就任
- 2 市民後見人の養成スケジュール、研修内容の報告
- 3 各種申立て講座の講師依頼

以上の対策を講じ、市の市民後見人養成の取り組みを裁判所に知っていただく。



## おわりに

本市は、市が直営で中核機関を設置してまだ2年余りと日が浅いですが、日々の相談や支援業務を通じて様々な課題や疑問に直面しながら、より良い方法を模索しています。

その中でも、成年後見制度は、認知症や、障がいをお持ちの方が、個々の権利が擁護され地域で安心して暮らしていくために必要不可欠な制度であると考えます。

本市は、全ての方の人権が尊重されるまちづくりを目指しており、この制度が全市民に対して周知され、経済的事由等の障壁なく使用できる制度となるように引き続き取り組んでまいります。



ご清聴ありがとうございました

